

公 表 第 10 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年4月24日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

平成22年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況
 特別会計における事務の執行及び事業の管理

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容
75	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 ア. 収納率向上のための事業(1) ⑤ システム導入後、コンビニ収納の実施に向け業務内容を検討する必要がある。	納付者の利便性向上のため、平成26年度当初賦課から国民健康保険料のコンビニエンスストア収納を実施します。